

第13号(平成30年度春)掲載記事

第13回「29年度エッセイ」の紹介

11月30日は「イイミライ」ということでH26年から「年金の日」になりました。日本年金機構は、公的年金をテーマにしたエッセイを募集、約894件の応募がありました。入選したエッセイの抜粋を紹介します。

厚生労働大臣賞 後藤 順 様(岐阜県、60代)

… 父の給料日、母は五つの古封筒に分ける。封筒の表には、「電気・ガス代」、「水道代」、「八百屋」、「年金代」、「その他」と書かれてあった。… そんな生活の中で、子供の僕には解らないことが一つあった。電気・ガス・水道代が未払いになれば供給が止められる。そんな中で、年金などは今の生活に直接響くものではない。… 母は答えてくれた。こつこつ支払うことで、働けなくなった老後に支給されるという将来への保障。それも政府が保険者になるということで、絶対に未払いなどない。… 母は六十歳まで内職を続けた。年金の決定通知が来た日、母の背中から、ようやく重荷が下りたのが分かった。・「年金をもらえば、それを使うのが仕事さ」と、僕に元気な姿を見せてくれた。

母は自分の生活費だと言い年金の一部を僕に 渡してくれ

た。…「使い方を知らないんだよ」と、そんな母の微笑みが眼に焼きつく。… 年金支給日に、銀行から下ろしたお金を母は楽しそうに封筒に分ける。「孫の小遣い代」、「旅行積立代」、「生活費助成代」、「老人クラブ会費」、「その他」と。…「私はこんなに貰っていいのかな。孫の世代は大丈夫なのか心配するよ」、… 確かに母の気持ちは、今の若者世代の年金への不信感に近い。… だが、保険料の未納は、国民の義務としていけない。… 確かに、両親の生きた時代と、僕たちの時代、そして子供たちの時代から見た将来は大きく違う。年金が五年後、十年後にどのような形になるのか判らないが、年金を基本とした老後の生活は、どの世代にもあると思う。

母が「年金代」とした封筒を忘れない。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第14号(平成30年度夏)掲載記事

第14回 平成30年度の年金額(6月以降支給分)の改定ニュース

- 平成30年度の年金額は、物価、賃金によるスライド及びマクロ経済スライドの調整が行われず、年金額は据え置きになりました。6月15日支給分(4月分、5月分)の年金額に変化ありません。
- 平成28年度改定では、調整が行われず、年金額が据え置かれ、平成29年度改定では物価スライド率の調整が行われました。
- 平成30年度から年金抑制分を持ち越す新ルールが導入されました。**
- 年金額が下がることがあります。その主な理由は次の通りです。

- ◆ 配偶者、子供の加給年金の加算がなくなる場合。
- ◆ 遺族年金受給者(妻)が65歳に到達した場合。
- ◆ 配偶者の加給年金が停止した場合。
- ◆ 介護保険料等の特別徴収額が変更になる場合

5. 年額の例 単位：円

年金	年額(約)	月額
老齢基礎年金額	779,300	64,941
平均的な厚生年金の額*		221,227
加給年金額	224,300	*妻が65歳になるまで支給
配偶者加給年金特別加算額 (S18年以降生まれの妻)	165,400	

*標準的な世帯：

専業主婦、夫は40年間就業 平均月収42.8万円

6. 30年度国民年金保険料：16,340円/月 ▲150円

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治